

14 酒類等製造免許場数の推移

(単位:場)

品目 年度	清酒	醸成 清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計	酒母	もちみ
昭和 45	外 25	外 92	外 87	外 482	外 183	外 -	外 102	外 115	外 58	外 74	外 4	外 104	外 218	外 12	外 1,536	375	218
50	外 30	外 84	外 86	外 424	外 180	外 -	外 109	外 123	外 56	外 82	外 4	外 133	外 243	外 17	外 1,551	383	243
55	外 36	外 81	外 86	外 429	外 149	外 -	外 100	外 133	外 56	外 89	外 5	外 146	外 243	外 30	外 1,583	374	271
60	外 64	外 81	外 76	外 508	外 161	外 2	外 121	外 162	外 61	外 108	外 10	外 215	外 262	外 59	外 1,890	376	334
平成 元	外 56	外 77	外 82	外 517	外 75	外 5	外 142	外 168	外 65	外 110	外 12	外 260	外 266	外 66	外 1,901	377	353
5	外 61	外 76	外 73	外 514	外 69	外 8	外 149	外 167	外 64	外 108	外 13	外 280	外 272	外 72	外 1,926	377	362
6	外 64	外 78	外 75	外 511	外 70	外 14	外 152	外 171	外 64	外 109	外 32	外 283	外 272	外 72	外 1,967	384	359
7	外 64	外 77	外 76	外 512	外 71	外 17	外 156	外 175	外 64	外 109	外 38	外 298	外 270	外 76	外 2,003	389	354
8	外 63	外 79	外 82	外 506	外 69	外 25	外 156	外 176	外 64	外 108	外 54	外 301	外 270	外 80	外 2,033	388	354
9	外 68	外 79	外 80	外 504	外 70	外 35	外 156	外 177	外 66	外 110	外 67	外 310	外 275	外 80	外 2,077	393	356
10	外 78	外 80	外 79	外 494	外 71	外 40	外 156	外 174	外 67	外 109	外 103	外 325	外 275	外 87	外 2,138	394	356
11	外 82	外 79	外 82	外 485	外 60	外 45	外 153	外 170	外 65	外 106	外 123	外 335	外 266	外 88	外 2,139	390	354
12	外 86	外 78	外 87	外 478	外 63	外 51	外 163	外 169	外 68	外 108	外 128	外 371	外 268	外 92	外 2,210	390	354
13	外 92	外 79	外 87	外 476	外 65	外 51	外 173	外 172	外 68	外 106	外 133	外 366	外 270	外 103	外 2,261	349	352
14	外 98	外 76	外 82	外 476	外 71	外 55	外 183	外 173	外 67	外 110	外 136	外 411	外 278	外 124	外 2,340	352	348
15	外 102	外 75	外 80	外 487	外 70	外 95	外 183	外 175	外 69	外 113	外 432	外 528	外 389	外 133	外 2,931	337	345
16	外 114	外 76	外 81	外 493	外 74	外 81	外 177	外 171	外 70	外 110	外 385	外 498	外 346	外 146	外 2,822	336	357
17	外 118	外 73	外 79	外 490	外 74	外 77	外 176	外 171	外 68	外 110	外 369	外 554	外 336	外 162	外 2,857	331	374
18	外 129	外 66	外 85	外 497	外 73	外 77	外 184	外 171	外 65	外 109	外 2,209	外 2,354	外 3,001	外 4,797	外 14,058	280	388
19	外 138	外 65	外 81	外 503	外 74	外 80	外 190	外 171	外 65	外 112	外 2,138	外 2,230	外 2,779	外 4,451	外 13,290	264	399
20	外 137	外 64	外 79	外 508	外 72	外 83	外 184	外 171	外 66	外 117	外 2,067	外 2,160	外 2,672	外 4,263	外 12,837	251	400
21	外 145	外 71	外 82	外 506	外 78	外 90	外 182	外 171	外 68	外 120	外 1,969	外 2,080	外 2,559	外 4,069	外 12,373	252	407
22	外 150	外 73	外 79	外 507	外 78	外 89	外 179	外 171	外 67	外 120	外 1,877	外 2,017	外 2,443	外 3,864	外 11,887	275	400
23	外 154	外 71	外 77	外 499	外 81	外 90	外 179	外 171	外 66	外 120	外 1,715	外 1,905	外 2,260	外 3,533	外 11,082	255	404
24	外 151	外 73	外 79	外 500	外 82	外 93	外 178	外 171	外 65	外 122	外 1,596	外 1,833	外 2,142	外 3,309	外 10,548	244	415
25	外 154	外 71	外 75	外 497	外 79	外 92	外 176	外 171	外 64	外 119	外 1,512	外 1,779	外 2,055	外 3,150	外 10,141	244	415
26	外 151	外 70	外 76	外 492	外 79	外 87	外 179	外 171	外 65	外 120	外 1,466	外 1,758	外 1,998	外 3,032	外 9,885	243	419
27	外 146	外 68	外 76	外 494	外 79	外 84	外 178	外 171	外 67	外 120	外 1,430	外 1,734	外 1,948	外 2,959	外 9,707	243	419
28	外 148	外 70	外 78	外 494	外 80	外 86	外 192	外 171	外 70	外 118	外 1,403	外 1,713	外 1,904	外 2,899	外 9,571	239	419
29	外 161	外 71	外 77	外 483	外 77	外 84	外 204	外 171	外 75	外 123	外 1,376	外 1,700	外 1,869	外 2,825	外 9,435	243	417
30	外 160	外 71	外 79	外 488	外 76	外 181	外 214	外 171	外 81	外 279	外 1,483	外 1,691	外 1,812	外 2,759	外 9,687	245	415
令和 元	外 157	外 71	外 78	外 489	外 76	外 162	外 210	外 171	外 84	外 265	外 1,477	外 1,676	外 1,795	外 2,705	外 9,555	244	407
2	外 159	外 71	外 74	外 488	外 78	外 149	外 215	外 171	外 99	外 254	外 1,478	外 1,683	外 1,799	外 2,661	外 9,522	248	411
	外 1,550		外 32	外 364	外 32	外 365	外 447	外 6	外 35	外 5	外 171	外 208	外 73	外 285	外 3,574	260	416

(注) 1 本表は、主として「国府統計年報」(4月～翌年3月)による。
 2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製造免許場数である。
 3 平成17年度以前の品目別製造免許場数は、銀行の品目には発米酒及び雑酒、その他の醸造酒等には発米酒及び雑酒を含む。
 4 スピリッツ等には原料用アルコールを含む。その他の醸造酒等には、主たる酒類を本書とし、その他は別冊を記している。
 5 一の製造場場で複数の酒類の製造免許を有しているものについて、主たる酒類を本書とし、その他は別冊を記している。
 6 平成18年度以降の酒類の製造免許場数は、平成18年度の酒税法改正に伴い別項第6条第2項の規定により別項第2項の製造免許を受けたものとみなされたものを示している。
 7 平成30年度以降の酒類の製造免許場数は、平成29年度の酒税法改正に伴い別項第35条第1項、第2項の規定により別項第2項の製造免許を受けたものとみなされたものを示している。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 1 地ビール製造免許場 (者) 数の推移

年 度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
製造場数	6	24	103	209	251	264	262	239	230	263	244	234	223	211	206	201	194	190	180	179	181	180	182	184	395	400	405
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	228	220	251	232	223	213	200	196	191	184	183	174	173	174	173	174	176	368	372	376

(注) 1 製造免許場(者)数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(5社)及び試験製造免許に係る製造場(者)を除いたものを掲げた。

※ 酒税法の一部改正(平成6年法律第24号)により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000kℓから600kℓに引き下げられた。

3 平成29年度税制改正によりビールの定義が拡大され、平成30年3月31日現在で発泡酒の製造免許を有していた者に対し、ビールの製造免許が付与された。

付表 2 果実酒製造免許場 (者) 数の推移 (特定酒類 (果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
製造場数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9	10
製造者数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9	10
認定計画数	8	12	16	19	21	22	25	35	36	40	42	44	45

(注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))により

みなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 3 濁酒製造免許場 (者) 数の推移 (特定酒類 (その他の醸造酒))

年 度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
製造場数	4	29	54	85	119	139	144	156	167	171	177	176	183	192	191	194	198	204
製造者数	4	28	53	84	118	138	143	155	166	170	176	175	182	191	190	193	197	204
認定計画数	11	38	58	74	85	93	108	115	121	130	137	146	152	155	164	171	175	180

(注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))により

みなし適用される場合を含む。)によりその他の醸造酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許数の推移)

付表 4 果実酒製造免許場（者）数の推移（特産酒類（果実酒））

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
製造場数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45	49	56
製造者数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45	49	56
認定計画数	13	16	20	26	30	34	39	44	52	63	68	72	82

(注) 1 製造免許場（者）数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は2kℓに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 5 リキュール製造免許場（者）数の推移（特産酒類（リキュール））

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
製造場数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28	30	35
製造者数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28	30	35
認定計画数	11	19	24	32	38	40	45	51	58	68	72	73	81

(注) 1 製造免許場（者）数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)によりリキュールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するリキュールの製造免許に係る最低製造数量基準は1kℓに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 6 単式蒸留焼酎製造免許場（者）数の推移（特産酒類（単式蒸留焼酎））

年 度	平成29	30	令和元	2
製造場数	0	1	1	1
製造者数	0	1	1	1
認定計画数	3	3	3	4

(注) 1 製造免許場（者）数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により単式蒸留焼酎の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する単式蒸留焼酎の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表7 原料用アルコール製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(原料用アルコール))

年 度	平成29	30	令和元	2
製造場数	0	1	1	1
製造者数	0	1	1	1
認定計画数	1	1	1	1

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により原料用アルコールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する原料用アルコールの製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表8 清酒製造体験特区件数の推移

年 度	令和元	2
承認件数	0	1
認定計画数	2	4

(注)1 承認件数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)による承認件数を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第27条に規定より承認を受けた製造者は、構造改革特別区域内に所在する一の場合において、清酒の既存製造場とみなすこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

参考: 構造改革特別区域における酒税法の特例の概要

(特定酒類について)

構造改革特別区域内において、農家民宿等を営む農業者(特定農業者)が、自ら生産した果実又は米を原料として、果実酒又はその他の醸造酒(いわゆる「どぶろく」に限る。)を製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(いづれも6kℓ)を適用しないこととしている。

(特産酒類について)

構造改革特別区域内において、地域の特産物である農産物等を原料として単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール及びびりキュールを製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(単式蒸留焼酎は10kℓ、果実酒、原料用アルコール及びびりキュールは6kℓ)を果実酒については2kℓ、リキュールについては1kℓに緩和し、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールについては、最低製造数量基準を適用しないこととしている。

15 酒類販売業免許場数の推移

年月日	卸		売		業		業		合 計	備 考
	全酒類	その他	全酒類	その他	全酒類	その他	全酒類	その他		
昭和 46. 3. 31 現在	-	1,965	外 1,316	2,387	外 1,316	4,352	外 1,198	143,047	147,399	13.3 酒類販売業免許制度発足
51. 3. 31	-	13,738	-	2,731	-	16,469	-	20,756	167,301	
61. 3. 31	-	11,980	-	2,676	-	14,656	-	20,856	174,544	13.2 「規制緩和推進5か年計画」(酒類小売業免許の免許要件に係る運用基準の改正)の取組による増減決定
平成 2. 3. 31	-	11,540	-	3,487	-	15,027	-	21,832	176,550	元. 6 人口基準、抽選制の導入
5. 3. 31	-	10,896	-	7,325	-	18,221	-	22,127	177,521	
6. 3. 31	-	10,682	-	7,332	-	18,014	-	22,162	178,126	
7. 3. 31	-	10,487	-	7,331	-	17,818	-	22,335	179,156	
8. 3. 31	-	10,200	-	7,274	-	17,474	-	22,770	179,880	
9. 3. 31	-	9,980	-	7,137	-	17,117	-	23,003	184,000	
10. 3. 31	-	9,757	-	7,090	-	16,847	-	26,703	188,695	10.3 「規制緩和推進5か年計画」(酒類小売業免許に係る供給調整制の取組)の取組による増減決定
11. 3. 31	-	9,546	-	7,081	-	16,627	-	31,012	191,722	
12. 3. 31	-	9,436	-	7,053	-	16,489	-	31,377	193,971	
13. 3. 31	-	9,365	-	6,885	-	16,250	-	31,641	193,123	13.1 酒類小売業免許の取組基準の取組
14. 3. 31	-	9,210	-	6,773	-	15,983	-	31,820	198,005	
15. 3. 31	-	9,070	-	6,686	-	15,756	-	30,679	200,355	
16. 3. 31	-	8,630	-	6,469	-	15,099	-	29,840	208,325	15.5 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」公布 15.9 酒類小売業免許の取組基準の取組
17. 3. 31	-	8,011	-	6,406	-	14,417	-	27,311	211,828	
18. 3. 31	-	7,608	-	6,384	-	13,992	-	25,737	210,452	17.9 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律」公布
19. 3. 31	-	7,303	-	6,330	-	13,633	-	25,485	214,905	18.8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による緊急調整地域等の指定発効
20. 3. 31	-	7,111	-	6,262	-	13,373	-	23,148	215,247	
21. 3. 31	-	6,855	-	6,090	-	12,945	-	22,250	212,311	
22. 3. 31	-	6,589	-	5,909	-	12,498	-	21,350	196,570	
23. 3. 31	-	6,212	-	5,850	-	12,062	-	7,299	193,751	23.4 「規制緩和推進5か年計画」(酒類小売業免許の要件緩和)の取組
24. 3. 31	-	5,899	-	5,786	-	11,685	-	6,557	192,466	決定
25. 3. 31	-	5,701	-	5,614	-	11,515	-	6,237	192,202	24.9 酒類小売業免許の要件緩和等の運用を開始
26. 3. 31	-	5,571	-	5,919	-	11,490	-	5,950	192,596	
27. 3. 31	-	5,442	-	6,087	-	11,529	-	5,750	192,255	
28. 3. 31	-	5,361	-	6,291	-	11,652	-	5,561	191,296	
29. 3. 31	-	5,284	-	6,524	-	11,808	-	5,383	191,053	
30. 3. 31	-	5,198	-	6,828	-	12,026	-	5,355	189,490	
31. 3. 31	-	5,108	-	7,194	-	12,302	-	5,204	187,475	
令和 2. 3. 31	-	5,015	-	7,517	-	12,532	-	5,057	184,717	
3. 3. 31	-	4,940	-	8,054	-	12,994	-	4,830	184,820	
								166,858		
								4,968		

(注) 1 本表は、主として「国勢計統計年報書」(4月～翌年3月)によった。
 2 昭和46. 3. 31現在の外量きは、即小売業者の付たる販売業免許場数を、昭和51. 3. 31現在の外量きは、即小売業者のうち小売もできる販売業免許場数を掲げた。
 3 「卸売業」及び「小売業」の「その他」欄は、販売できる酒類の範囲について条件が付いている販売業免許場数を掲げた。